

秋田駅東第三地区 区画整理だより

Communication
第 44 号
2012年5月18日

“ ともにつくり ともに生きる人・まち・くらし ”
発行 秋田駅東地区土地区画整理事務所
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3
Tel (018)834-2204 Fax (018)832-9931
E-mail ro-urek@city.akita.akita.jp

平成24年度事業について

引き続き秋田駅東第三地区西側区域の道路築造や建物移転などを中心に事業を進めます。

< 当初予算額 >

秋田駅東第三地区土地区画整理事業	1,266,833 千円
秋田駅東第三地区土地区画整理事業推進用地	20,000 千円
合 計	1,286,833 千円

秋田駅東第三地区	23年度末	24年度末
進捗率(事業費ベース)	約47%	約50%(見込み)

道路整備 都市計画道路1路線(駅東二号線)の整備工事
区画道路14路線の整備工事

建物移転 27戸

その他 建物調査、測量、事業推進用地取得、土地区画整理審議会等

平成5年度から平成23年度までの事業費の推移(補正を含む)

(百万円未満切捨)

年 度	事 業 費	年 度	事 業 費
平成5年度	408百万円	平成15年度	626百万円
平成6年度	715百万円	平成16年度	604百万円
平成7年度	1,364百万円	平成17年度	1,369百万円
平成8年度	1,101百万円	平成18年度	1,369百万円
平成9年度	1,355百万円	平成19年度	1,327百万円
平成10年度	1,004百万円	平成20年度	1,322百万円
平成11年度	754百万円	平成21年度	1,382百万円
平成12年度	618百万円	平成22年度	1,203百万円
平成13年度	1,191百万円	平成23年度	1,158百万円
平成14年度	911百万円		

駅東会議室の利用について

日頃、駅東会議室をご利用いただきありがとうございます。

駅東会議室は、平成12年に新築して以来、事業に関連した集会や各町内会の会合については無料で使用許可し、皆さまの利便を図ってきたものですが、会議室を利用した方から、前に使った人が「灯油の補充をしていない」「ゴミを持ち帰っていない」「トイレの掃除をしていない(きたない)」などという指摘が後を絶たない状況が毎年続いておりました。そのためストーブの給油につきましては、平成23年1月からご自分で使用する分の灯油を給油していただくこととさせていただいております。(ご利用前の灯油は「空」の状態です。)

利用者は、一般常識的なマナーを守るとともに、利用後は十分に「確認欄」でチェックをして、お互い気持ちよく利用できるよう注意しましょう。

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、ぜひご覧ください。

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/ek/default.htm>

*電子メール(E-mail)のアドレスは ro-urek@city.akita.akita.jp となっております。

主な内容

事業概要

関連情報

- ・ 施行状況および交通規制について
- ・ 事業説明会について
- ・ 陳情要望について
- ・ 道路施工済箇所
- ・ 区画整理だよりについて
- ・ よく寄せられる質問・要望などについて

お知らせ

4月1日付け人事異動による駅東工事事務所の新体制です。

印は転入者となっております。

所長	石塚 八起
参事	奈良 正一郎
副参事	鈴木 充、佐藤 立美、菅原 亀代嗣
計画工事担当	菅原主席主査、間杉主査、斎藤主査、 工藤技師、 三浦技師
換地担当	金子主席主査、 加賀谷主査、富樫主査
補償担当	渡辺主席主査、三浦主査、神坂技師

各担当業務内容は以下のとおりです。

計画工事担当	工事設計および施工、事業計画・予算等の業務
換地担当	土地評価、換地計画等の業務
補償担当	建物および工作物の補償、その他事業に伴う損失の補償、 移転計画等の業務

以上の新体制で皆様のご理解を得ながら事業の推進に努めてまいりますので
よろしくお願いたします。

なお、事業に関するご質問のほか、下水道や私道整備など生活環境に関する
ご意見、ご要望等がございましたら当事務所までご連絡ください。

私道にも公共下水道を設置します。

駅東第三地区内の東側区域で下水道の先行整備が可能な私道については、一
定の条件を備えている場合、申請により市が下水道管を設置します。

設置を希望する場合は、「公共下水道私道内設置申請書」等の手続きが必要
となりますので、詳細は下水道建設課へお問い合わせ下さい。

なお、当事務所でも整備可能路線を確認することができます。

問い合わせ先 秋田市上下水道局下水道建設課

電話 018-864-1455

道路の危険箇所について。

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありまし
たら当事務所（電話834-2204）や道路維持課（電話864-3643）
までご連絡ください。

土地売買・相続登記手続きについて

土地売買や相続登記手続きをお考えの方は、事前に事務所へご相談ください。
売買や相続手続きを妨げるものではありませんが、事業との調整が必要にな
る場合があります。

所有権・借地権等の権利変動があった場合について

売買・相続等で土地の所有権・借地権等に変更があった場合は、届出書を提出
していただく必要がありますので、当事務所までご連絡ください。

24年度道路整備予定箇所（23年度繰越し箇所を含む）

